

財 関 第 1088 号  
令 和 2 年 12 月 11 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 田島 淳志

### 関税法基本通達等の一部改正について

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との協定の発効に伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、同協定の効力発生の日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて（平成27年1月9日財関第35号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。